

貸出資料の返却延滞の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市立図書館館外貸出規程(平成5年吹田市教育長訓令第8号)(以下「規程」という。)第10条第1項及び第2項の定めるところにより、利用者が貸出しを受けた資料(以下「貸出資料」という。)の返却を怠った場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。ただし、電子書籍については、この限りではない。

(貸出の停止)

第2条 利用者が、規程第7条に定める貸出期間を経過して貸出資料の返却を怠ったときは、資料の貸出しを停止するものとする。

(資料予約)

第3条 前条の規定により資料の貸出しを停止しているときは、資料の予約の取扱いは、行わないものとする。

(借出カードの発行)

第4条 第2条の規定により資料の貸出しを停止しているときは、借出カードの交付は、行わないものとする。

(貸出の停止解除)

第5条 利用者が、返却を怠った貸出資料を返却したときは、資料の貸出しの停止を解除するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、吹田市立中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。